

平成23年度 定期監査報告 (第1号)

1. 監査の対象
- 根室市港湾整備事業会計
根室市水道事業会計
市立根室病院事業会計
根室市下水道事業会計
2. 監査の期間
- 自 平成23年 4月 25日
至 平成23年 6月 24日
3. 監査の場所
- 監査委員事務局
4. 監査執行者
- 根室市監査委員 宮 野 洋 志
根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査の範囲

今回の監査は、上記会計を対象として、平成22年度における財務に関する事務全般を監査の範囲とした。

6. 監査の結果及び意見

各事業会計主管課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、それぞれ事務担当者より内容の説明を受けるなど、根室市監査委員事務運営規程に従い、通査の方法をもって監査を実施したものである。

監査実施結果においては、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したがその概要については別記のとおりである。

I. 根室市港湾整備事業会計

● 水産港湾課

1. 契約事務について

- (1) 根室港水産上屋電気工作物保守点検委託業務契約に係る見積合わせにおいて、見積書比較価格を年額で設定しているにもかかわらず、業者見積もりを月額で徴取していることから、適切な事務処理をされたい。

2. 支出事務について

- (1) 臨時職員の賃金使役内訳票で、使役者の押印がないものや勤務実績のある日が支給対象外として処理されているなど支払事務等に不適切なものがあるので、適正な事務処理をされたい。

3. 財産について

- (1) 港湾施設用地使用に係る許可願及び請書において、申請月日や收受印の押印のまれ、さらに、一部指令番号等が記載されていないなど、書類等に不備があるので、適正な事務処理をされたい。

4. 服務について

- (1) 臨時職員の出勤簿において、出勤者印、確認印、さらには勤務時間数の記載もれなど日々の事務処理の怠慢による不備が多数見受けられるので、厳重な注意を払われたい。

II. 根室市水道事業会計

● 上下水道課・上下水道施設課・浄水場

1. 契約事務について

- (1) 上水道施設設計装機器保守点検業務委託において、請負業者より契約書に規定されていない「業務処理責任者及び主任技術者届」の提出があり、逆に規定されている「管理技術者」の設置通知が未提出なことから、今後は請負業者に対して契約書に定める書類を確実に提出させるよう指導するとともに、適正な事務処理をするよう注意されたい。(浄水場)
- (2) 桂木浄水場夜間休日運転管理業務委託及び温根元浄水場等施設管理業務委託を長期継続契約方式により契約を結んでいるが、「長期継続契約は翌年度以降、複数年にわたる契約をしなければならないものである」が、本契約は単年度契約として締結されていることから「根室市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき、適正な事務処理をされたい。(上下水道課)

Ⅲ. 市立根室病院事業会計

● 管理課

○ 総務担当

1. 前回監査の指摘事項の処理状況の適否について

- (1) 時間外勤務命令の電算入力結果帳票を出力し保存するよう指摘したが、作成されていないため、命令簿に時間数や支給区分の誤りが発見されても、その適否の確認が不可能であり、再度作成するよう通知する。

2. 契約事務について

- (1) 車両賃貸（ホンダシビック）契約において、見積額は予定価格書の見積比較価格の範囲内となっているが、契約額が予定価格を超過しており、地方自治法及び根室市契約規則に抵触する契約となっている。

3. 支出事務について

- (1) 臨時職員の賃金の算出において、欠勤した場合の1時間未満の端数処理及び短時間雇用者が正規職員の勤務時間数まで就労した場合の1時間未満の端数処理の方法が根室市臨時職員取扱要綱に規定する方法と異なっているので、同要綱第9条及び第11条の規定に基づき適正に算出されたい。

4. 財産について

- (1) 公用車運行日誌において、給油記録、走行距離等の未記載や誤記載が相当数あるので、適正に事務処理されたい。

5. 服務について

- (1) 臨時職員の任用において、1年を超えて継続任用されている者が相当数おり、市臨時職員取扱要綱の規定に基づき適正な処理をされたい。
- (2) 土曜日特勤命令簿による勤務日と出勤状況表による勤務日に相違があるので、命令簿記載の際に勤務状況を充分確認するとともに、相違しているものについて追加支給又は返納処理されたい。
また、部署（病棟等）によって支給対象となる日が異なったり、早出勤務者・遅出勤務者には支給しないなど取扱いに差異があるので、全部署に正規な支給方法を指導徹底されたい。
- (3) 時間外勤務命令簿において、時間数の誤り、勤務区分の誤りが相当数あるので、命令簿記載時に充分確認するよう全部署に指導徹底されたい。
また、毎月電算入力した後のチェック体制が不十分であること、及び電算入力結果が帳票によって保存されていないことにより支給額の正否の確認が困難であるので、入力結果を帳票出力し保存するよう改善されたい。
- (4) 職員出勤状況表において、出張が記入整理されていない（特に医局は全て）ので、適正に事務処理されたい。

○ 栄養管理担当

1. 契約事務について

- (1) 給食業務委託及び鼠害虫防止管理業務委託において、完了届や点検報告書に業務担当者の確認がないので、適正に事務処理されたい。

● 経営推進課

○ 医事担当

1. 契約事務について

- (1) 外来患者明細書発行業務及び内訳説明業務委託（上期）において、設計では、月額1,092,000円（税抜）総額6,879,600円（税込）としているが、予定価格を1,146,600円としたこと、及び予算額を超過して予定価格を設定したこと、並びに下期において見積額は見積比較価格の範囲内であるが、契約額が予定価格を超過しており、地方自治法及び根室市契約規則に抵触するものであり、適正に事務処理されたい。

- (2) 総合医療情報システム保守点検、総合医療情報システム要員派遣業務及びBCロボ保守点検業務の3委託業務において、着手届の提出がないこと、及び業務履行届が提出され業務担当者が履行確認しているが、受託者において、いつ、誰がどのような業務を行ったのか業務内容を示す書類がないにも関わらず履行の確認をすることは不可能であるので、業務内容を確認することができる書類の提出を求め、適正に事務処理すべきである。

また、BCロボ保守点検業務において、契約書第9条に検査の規定があるが、条文は検査に係る規定が一切ないので、条文を整理すべきである。

- (3) 病衣、手術用検診衣及び寝具委託において、入院患者数を把握するための帳票の出力年月日より完了届及び完了検査書の日付が早い、帳票を出力しなければ実績数値の把握は困難と考えられるので、帳票出力を早く行うか、又は日付を改ざんすることのないよう適正に事務処理されたい。
- (4) 医療用酸素濃縮器等の物品賃貸借において、供給報告書に記載されている件数と添付されている内訳書又は設置・保守・回収記録報告書の件数と一致しない月が7ヵ月あるので、内容を精査するとともに、十分確認の上支出されたい。

○ 経理担当

1. 契約事務について

- (1) 試薬品の入札において、入札結果記録の誤りにより予定価格に達していない試薬品を予定価格内にし落札させているものが数件あり、また、同一価格の入札が複数あるにも関わらず1社に限定して落札させるなど不適切な契約が行われているので、厳格に執行されたい。
- (2) 契約書に規定する業務処理責任者等の報告がない業務、着手・完了届等に業務

担当員の確認がない業務、完了検査を行っていない業務等、数件の委託業務で不適切な処理があるので、適正に事務処理されたい。

- (3) 院内物流管理業務委託及び院内物流購買代行管理業務委託において、着手・完了等を確認する者を定めていないが、業務内容からして業務担当員を定めるべきである。

また、当該業務の契約書案に添付されている仕様書に、既に受託業者である「ほくやく」が記載されているが、適正に事務処理すべきである。

- (4) 経営コンサルティング業務委託において、着手届、業務担当員の通知、業務処理責任者の報告、完了届及び検定書の書類がなく不適切であるため、適正に事務処理されたい。
- (5) 長期継続契約によるマルチダイアグノスト保守点検委託及びMRI、血管造影X線診断装置保守点検委託において、見積書提出通知文に見積額を月額とするのか年額とするのか指示がないこと、及び年額で設計額を積算しているが予定価格を3カ年の合計額としていることは誤りであるので、適正に事務処理されたい。

● 薬 局

○ 調剤係

- ・特記事項なし

● 市立根室病院医師招へい・病院建設準備室

- ・特記事項なし

IV. 根室市下水道事業会計

● 上下水道課・上下水道施設課

1. 契約事務について

- (1) 予定価格が300万円以上の業務委託や工事請負において、入札の結果、契約金額が300万円未満となった契約について、当初使用予定の契約書の様式を変更しているものが数件あるが、条項が大幅に変更されており契約締結時の決裁時に再度使用する契約書様式について決裁を得るべきである。

また、上記契約において入札案内時に前金払する旨通知し、実契約において前金払の条項を削除しているが、その旨文書により通知すべきと考える。

更に、使用する契約書の様式変更により、業務担当者及び照査技術者の選定・通知を規定していないにも関わらず業務担当者等の選定通知書を収受し決裁を得ているが、不要であれば拒否するか、または必要であれば契約書に規定するなど明確にすべきである。

2. 支出事務について

- (1) 地方公務員災害補償基金負担金及び雇用保険料の概算払において、精算が未了であるので、水道事業及び下水道事業会計規程第54条第2項の規定に基づき適切な事務処理をされたい。

また、平成21年度地方公務員災害補償基金負担金の概算払処理報告書を平成22年度において行っているが、平成21年度においては概算払額が精算額（決算額）となるものであり、単年度毎に精算するよう会計規程に基づき適切な事務処理をされたい。